

救急車の手配、かかりつけ医・協力医療機関・家族への連絡等の対応を必要に応じて行います。

夜間は、モバイル型の緊急通報機器からの発信により提携先のセコム㈱のセンターが受け、モバイル型の緊急通報機へ連絡し状況確認をします。状況確認の結果、必要に応じてセコム㈱の緊急対応員が駆けつけます。また、救急車の手配、フロントスタッフ・かかりつけ医・協力医療機関・家族への連絡を行います。セコム㈱の緊急対応員が駆けつけ困難な場合には、フロントスタッフと連携して対応を行います。

(ウ) 生活相談

日常生活における心配事、困りごと等の相談を行います。

専門的な相談や助言のためにニーズに沿うよう専門家の方をマネジメントします。

(2) 生活のサポート

引っ越し時のサポート、ライフプランの作成サポート、他必要時に外部事業者の情報提供などを行います。

(3) 災害時のサポート

災害時は安否確認をいたします。

(4) コミュニケーションサポート

生活や医療、介護など生活情報に関わる各種学びの機会創出、入居者同士や地域との交流となるイベントをサポートします。

(5) 地域コミュニティサポート

地域プロデューサーによる地域情報の発信と地域との交流を広げ、深まるようなイベントの企画をサポートします。

(サポート費用の支払)

第5条 乙は、サービスを受ける対価としてサポート費を支払うものとします。サポート費は一人入居の場合、月額金40,800円(10%消費税込)、二人入居の場合、月額金61,000円(10%消費税込)です。

2 サポート費用の支払は、原契約の契約の始期（入居日）から発生となります。

3 サポート費用の支払方法は、入居者が指定する金融機関の口座からの自動引き落としでのお支払いとなります。引き落とし日は、ゆうちょ銀行の場合は毎月28日、その他の金融機関の場合は毎月27日です。（休日の場合は翌営業日）。

します。

(苦情処理)

第 11 条 乙は、甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができ
ます。

2 甲は、前項による苦情受付の手続き等について管理規程等で定め、乙からの苦情等の
適切な解決に努めます。

3 甲は、乙から苦情申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、乙からの苦情申し立
てに迅速かつ誠実に対応するものとします。

4 甲は、乙が苦情申し立て等を行ったことを理由に何らの不利益な取り扱いをすること
はありません。

(賠償責任)

第 12 条 本契約に基づく甲又は甲の業務委託先のサービス提供にあたって、万一、事故
が発生し乙の生命・身体・財産に損害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合、甲は直
ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに乙に生じた損害を賠償します。但し、不可抗
力による場合はこの限りでなく、乙側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減
じもしくは賠償しないことがあります。

2 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置等について記録します。

(秘密保持)

第 13 条 甲は、業務上で知り得た乙及びその家族に関する秘密並びに個人情報について
は、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、契約中及び契約終了後も第三者に漏らす
ことはありません。但し、乙の生命身体等に危険があるときなど正当な理由がある場合又
は乙の事前の同意がある場合はその限りではありません。

2 乙は、甲の業務委託先である企業が提供するサービスを受けるため、乙及びそ
の家族に関する個人情報等を甲が当該企業に提供することを確認する。

(保証人)

第 14 条 保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとしま

年（令和 年） 月 日

(甲) 東京都多摩市中沢二丁目5番3号
株式会社コミュニティネット
代表取締役 有川 志津雄 印

(乙1) 住所

氏名 印

(乙2) 住所

氏名 印

(保証人1) 住所

氏名 印

極度額 円（月額サポート費の24ヶ月分）

(保証人2) 住所

氏名 印

極度額 円（月額サポート費の24ヶ月分）